2011/07/25　第１版
2012/04/01　第２版
2015/04/01　第３版
2016/06/01　第４版
2019/10/01　第５版
2021/03/01　第６版
2026/10/01　第７版

解体工事業登録申請の手引き



茨城県土木部検査指導課（建設リサイクル担当）

〒310-8555　茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL：029-301-4386　／　FAX：029-301-4389
E-mail：kensa4@pref.ibaraki.lg.jp

目　次

項　目	ページ
Ⅰ　解体工事業者の登録制度について	P. 3 ～ P. 4
Ⅱ　登録申請等の必要書類チェックリスト	P. 5 ～ P. 6
Ⅲ　様式集	
① 副本等送付先確認票（窓付き封筒用）	P. 8
② 解体工事業登録申請書 新たに登録するとき／登録を更新するとき	P. 9 ～ P. 13
③ 解体工事業登録事項変更届出書 登録した内容に変更があったとき	P. 14
④ 廃業等届出書 廃業等をしたとき	P. 15
⑤ 建設業許可取得通知書 建設業法の許可（建築工事業，土木工事業，解体工事業のいずれか）を取得したとき	P. 16
Ⅳ　解体工事業登録申請書の記入例	P. 17 ～ P. 23



解体工事業者の登録制度について

特定建設資材の分別解体と再資源化等の促進及び廃棄物の減量等を目的として，平成１２年５月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法)」が公布され，平成１３年５月３０日から「解体工事業者の登録制度」がスタートしました。

これにより，茨城県内で軽微な解体工事を請け負って営業する方は，建設業法の許可（土木工事業，建築工事業，解体工事業[注]のいずれか）を受けている場合を除き，知事による解体工事業者としての登録を受けることが必要になりました。

※ 軽微な解体工事とは・・・

○ 土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事に属する解体工事の場合，請負金額５００万円未満

○ 建築一式工事に属する解体工事の場合，請負金額１，５００万円未満又は延べ面積が１５０㎡未満の木造住宅工事

※上記に該当しない解体工事を請け負う場合には，工事の種類に応じた建設業法の許可が必要です。

注）平成２８年５月３１日までにとび・土工工事業の建設業許可を受けて，解体工事業を営んでいる建設業者は，平成３１年５月３１日までは解体工事業の建設業許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。

１．登録の要件

① 技術管理者を選任すること

技術管理者は，解体工事現場において施工の技術上の管理を司らなければなりません。したがって，解体工事を請け負って施工する場合には，技術管理者が解体工事に従事する作業員を監督することが必要です。

技術管理者になるためには，一定の実務経験や資格等を有することが要件になります。

これを確認するため「技術管理者が基準に適合することを証する書面」が必要になります。

※ ５ページの「技術管理者が基準に適合することを証する書面」の①～⑯のいずれかに該当する必要があります。

② その他建設リサイクル法に規定されている以下のア～クの欠格事由に該当しないこと

ア	登録を取り消され，その処分のあった日から２年を経過していない者
イ	登録を取り消された法人において，その処分のあった日の前３０日以内にその役員であり，かつ，その処分のあった日から２年を経過していない者
ウ	事業の停止を命じられ，その停止の期間が経過していない者
エ	建設リサイクル法の規定に違反し，罰金刑以上に処せられ，その執行が終わってから２年を経過していない者
オ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（暴力団員等）
カ	法定代理人がいる場合に，その法定代理人が上記ア～オに該当するとき
キ	法人で役員※の中に上記ア～オに該当する者がいるとき
ク	暴力団員等がその事業活動を支配する者

※役員：業務を執行する社員，取締役，執行役員又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問及び総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る）など法人に対し取締役と同等以上の支配力を有する者。

２．登録申請書に記載する主な内容

○ 商号（名称・氏名），住所，法人の場合，役員等の氏名，技術管理者の氏名　等

※ 申請に必要な書類等は，５ページからのチェックリストを参照してください。

３．登録申請の方法

申請方法

持参又は郵送してください。

なお，持参による申請は予約制としておりますので，事前にお電話頂きますようお願いします。

申請書の様式は，以下のア～ウの方法により入手できます。

ア	窓口での配布	茨城県土木部検査指導課（県庁舎１９階）にお越しください
イ	郵送	住所氏名を記入し，１４０円の切手を貼ったＡ４版の書類の入る返信用封筒を下記あてにお送りください
ウ	ホームページからのダウンロード	茨城県土木部検査指導課（建設リサイクル情報ホームページ）からダウンロードしてください

申請手数料は，以下のとおりです。

種別	手数料	電子納付申込画面
新規登録	３３，０００円	
更新登録 （５年毎に更新が必要）	２６，０００円	

※納付方法は，「茨城県収入証紙」又は「いばらき電子申請・届出サービスによる電子納付」となります。証紙は，県庁舎１階又は２階の売店でも販売しています。

※一度，納付された手数料は，いかなる理由があっても返却しません。

４．その他

登録を受けた後は，以下の点にご注意ください。

（１）営業所及び解体工事現場での標識の掲示
　登録を受けた解体工事業者の方は，営業所と解体工事現場の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。

（２）帳簿の備え付け
　登録を受けた解体工事業者の方は，請け負った解体工事について１件ごとに帳簿を作成し営業所ごとに備え付けておくとともに，少なくとも５年間は保存しなければなりません。

（３）許可取得通知書，変更及び廃業等の届出
　建設業の許可を受けた場合は知事に対して“通知”が，登録後に変更があった場合や廃業をした場合にはそれぞれ知事に対して“届出”が必要です。

（４）解体工事業者登録簿の閲覧
　登録後は，解体工事業者登録簿に掲載され，一般の閲覧に供されます。解体工事業者登録簿は，茨城県土木部検査指導課内で閲覧することができます

解体工事業者登録申請等の必要書類チェックリスト

1．解体工事業登録申請（新規・更新）をする場合　**【提出部数】２部（副本は【別記様式第１号】のみ）**

確認	申請に必要な書類	
□	**解体工事業登録申請書【別記様式第１号】（表裏）** ※正本１部（茨城県提出用，原本），副本１部（申請者控，**【別記様式第１号】**のみ）	
□	**誓約書【別記様式第２号】** ※ 申請者が法人の場合には代表者，個人の場合には本人になります。	
□	**技術管理者が基準に適合することを証する書面（次の①～⑯のいずれかに該当することが必要です）** ※ 実務経験で申請する場合は，**実務経験証明書【別記様式第３号】**が必要です。 ※ 「土木工学等に関する学科」とは，土木工学（農業土木，鉱山土木，森林土木，砂防，治山，緑地又は造園に関する学科を含む。），建築学，都市工学，衛生工学又は交通工学に関する学科をいいます。	
	①	高校（旧中等学校令による実業学校を含む。）で在学中に「土木工学等に関する学科」を修めたことを証する書面と実務経験証明書（経験４年以上）
	②	高校（旧中等学校令による実業学校を含む。）で在学中に「土木工学等に関する学科」を修めたことを証する書面と実務経験証明書（経験３年以上），解体工事施工技術講習を了したことを証する書面
	③	高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）で在学中に「土木工学等に関する学科」を修めたことを証する書面と実務経験証明書（経験２年以上）
	④	高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）で在学中に「土木工学等に関する学科」を修めたことを証する書面と実務経験証明書（経験１年以上）と解体工事施工技術講習を了したことを証する書面
	⑤	大学（旧大学令による大学を含む。）で在学中に「土木工学等に関する学科」を修めたことを証する書面と実務経験証明書（経験２年以上）
	⑥	大学（旧大学令による大学を含む。）で在学中に「土木工学等に関する学科」を修めたことを証する書面と実務経験証明書（経験１年以上）と解体工事施工技術講習を了したことを証する書面
	⑦	建設業法の技術検定１級又は２級の建設機械施工（「第１種」又は「第２種」のみ）とするものに合格したことを証する書面
	⑧	建設業法による技術検定のうち検定種目を１級又は２級の土木施工管理（「土木」のみ）とするものに合格したことを証する書面
	⑨	建設業法による技術検定のうち検定種目を１級又は２級の建築施工管理（「建築」又は「躯体」のみ）とするものに合格したことを証する書面
	⑩	建築士法による１級建築士又は２級建築士の免許を受けたことを証する書面
	⑪	職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を１級のとび･とび土工に合格したことを証する書面
	⑫	職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を２級のとび又はとび土工に合格したことを証する書面と実務経験証明書（経験１年以上）
	⑬	技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格したことを証する書面
	⑭	実務経験証明書（経験８年以上）
	⑮	実務経験証明書（経験７年以上）と解体工事施工技術講習を了したことを証する書面
	⑯	解体工事施工技士試験に合格したことを証する書面
□	**登録申請者等の調書【別記様式第４号】** ※ 申請者本人のほか，法人の場合は役員全員の調書，申請者が未成年者の場合は法定代理人，法定代理人の役員全員の調書が必要です。 ※ 「役員」とは，有限会社又は株式会社の場合は取締役・執行役・これらに準ずる者を，合名会社の場合は社員を，合資会社の場合は無限責任社員を，法人格のある組合の場合は各種組合等の理事をいいます。	
□	**住民票抄本等** ※ 個人の場合は本人，法人の場合は役員全員の住民票抄本等が必要です。 ※ 申請者が未成年者の場合は法定代理人，法定代理人の役員全員の住民票抄本等も必要です。 ※ 技術管理者の住民票抄本等が必要です。 ※ 個人番号（マイナンバー）の記載が無いものを提出して下さい。	
□	**登記簿謄本（登記事項証明書）**　（申請者が法人の場合，法定代理人が法人の場合）	
□	**申請手数料（茨城県収入証紙）** ※ 新規の場合は３３，０００円，更新の場合は２６，０００円です。	
□	**委任状（代理者が申請する場合）**	

□	**登録申請書副本（【別記様式第１号】）等の返信用切手（３９０円）** ※ 郵便事故による書類等の紛失を防止するため、検査指導課で用意する窓付き封筒にて返信いたします。（返信用封筒の提出は不要です。） ※ 窓付き封筒へ貼付する３９０円（（１００ｇ以内１８０円＋特定記録郵便２１０円）の切手を同封してください。
□	**副本等送付先確認票** ※ 副本等（副本（【別記様式第１号】）及び登録通知書）の送付先となる宛名を記入してください。

２．登録内容に変更があった場合の届出　　**【提出部数】２部（副本は【別記様式第６号】のみ）**

確認	届出に必要な書類
□	**解体工事業登録事項変更届出書【別記様式第６号】** ※正本１部（茨城県提出用，原本），副本１部（申請者控，**【別記様式第６号】**のみ）
□	**《商号・名称又は氏名，住所変更の場合》** ○ 登記簿謄本（登記事項証明書）　（申請者が法人の場合） ○ 住民票抄本等
□	**《営業所の名称・所在地変更の場合（商業登記の変更を必要とする場合）》** ○ 登記簿謄本（申請者が法人の場合）
□	**《役員等の氏名の変更の場合（法人の場合のみ）》** ○ 登記簿謄本（登記事項証明書） ○ あらたに役員となった方の住民票抄本等 ○ あらたに役員となった方の調書【別記様式第４号】 ○ 誓約書【別記様式第２号】
□	**《法定代理人の住所・氏名の変更の場合（未成年者の場合のみ）》** ○ 法定代理人の登記簿謄本（登記事項証明書）　（法定代理人が法人の場合） ○ あらたに法定代理人となった方（法定代理人の役員全員）の住民票抄本等 ○ あらたに法定代理人となった方（法定代理人の役員全員）の調書【別記様式第４号】 ○ 誓約書【別記様式第２号】
□	**《技術管理者の氏名の変更の場合》** ○ あらたに選任された技術管理者が基準に適合することを証する書面（必要書類は登録申請と同様） ○ あらたに選任された技術管理者の住民票抄本等
□	**委任状（代理者が届出する場合）**
□	**変更届出書副本（【別記様式第６号】）の返信用切手（３９０円）** ※ 郵便事故による書類等の紛失を防止するため、検査指導課で用意する窓付き封筒にて返信いたします。（返信用封筒の提出は不要です。） ※ 窓付き封筒へ貼付する３９０円（（１００ｇ以内１８０円＋特定記録郵便２１０円）の切手を同封してください。
□	**副本等送付先確認票** ※ 副本（【別記様式第６号】）の送付先となる宛名を記入してください。

※ 変更があった日から３０日以内に届出が必要です。

※ 住民票については，個人番号（マイナンバー）の記載が無いものを提出して下さい。

３．廃業等があった場合の届出　　**【提出部数】２部（副本は【様式第２号】のみ）**

確認	届出に必要な書類
□	**廃業等届出書【様式第２号】** ※正本１部（茨城県提出用，原本），副本１部（申請者控，**【様式第２号】**のみ）
□	**委任状（代理者が届出する場合）**
□	**廃業等届出書副本（【様式第２号】）の返信用切手（３９０円）** ※ 郵便事故による書類等の紛失を防止するため、検査指導課で用意する窓付き封筒にて返信いたします。（返信用封筒の提出は不要です。） ※ 窓付き封筒へ貼付する３９０円（（１００ｇ以内１８０円＋特定記録郵便２１０円）の切手を同封してください。
□	**副本等送付先確認票** ※ 副本（【様式第２号】）の送付先となる宛名を記入してください。

※ 廃業等があった日から３０日以内に届出が必要です。

４．建設業の許可（建築工事業，土木工事業，解体工事業）を取得した場合　　**【提出部数】１部**

確認	通知に必要な書類
□	**建設業許可取得通知書【様式第１号】**
□	**建設業許可通知書の写し**
□	**委任状（代理者が届出する場合）**

※ 建設業の許可（建築工事業，土木工事業，解体工事業のいずれか，または，平成２８年５月３１日以前にとび・土工工事業）を取得したときは通知が必要です。

○ 上記に関わらず，茨城県内に住所を有する方は，住民票抄本等の添付を省略することができます。
○ ただし，申請書等の記載内容を住民基本台帳ネットワークシステムにより確認しますので，登録申請書を即日受理できないことがあります。
○ 詳しくは茨城県土木部検査指導課（建設リサイクル担当）までお問い合わせください。

〒　　ー

<送付先住所>

<送付先あて名>

<申請者名を以下に記入願います。>

※枠内に副本等の送付先情報のみ入力してください。
※様式（行・列の幅、セル結合、枠の位置等）は変更しないでください。
※印刷後、切り取らずにA4（縦）のまま提出してください。

別記様式第１号(第３条関係)

解体工事業登録申請書

証紙はり付け欄
(消印してはならない。)

登録の種類	新規・更新	※登録番号	
		※登録年月日	年　　月　　日

この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。

年　　月　　日

申請者

茨城県知事　　殿

フリガナ 商号、名称又は氏名	
住　　所	郵便番号（　－　） 電話番号（　　）　－
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	

法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等）の氏名及び役名等

フリガナ 氏　　名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏　　名	役名等（常勤・非常勤）

申請時において既に受けている登録	

<table>
<tr><td colspan="3">法第３１条に規定する者（技術管理者）の氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">営業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td colspan="2">フリガナ
名　　称</td><td colspan="3">所　　在　　地
郵便番号（　　―　　）
電話番号（　　）　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">未成年者である場合の法定代理人</td><td rowspan="2">法定代理人が個人である場合</td><td>フリガナ
氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2">郵便番号（　　－　　）
電話番号（　　）　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">法定代理人が法人である場合</td><td>フリガナ
商号又は名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2">郵便番号（　　－　　）
電話番号（　　）　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">フ リ ガ ナ
役員の氏名</td><td>役名等（常勤・非常勤）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">他の都道府県知事の登録状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">登　　録　　番　　号</td><td colspan="3">登　　録　　番　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備　考

1　※印のある欄には、記入しないこと。

2　「新規・更新」については不要なものを消すこと。

3　総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。

4　「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

別記様式第２号（第４条関係）

誓　約　書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

申請者

茨城県知事　　殿

㊂

別記様式３号（第４条関係）

実　務　経　験　証　明　書

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

年　　月　　日

証明者

技術管理者の氏名		生年月日		使用された期間	年　　月　から 年　　月　まで
使用者の商号 又　は　名　称					
職　　名	実　務　経　験　の　内　容				実務経験年数
					年　　月から　　年　　月まで
					年　　月から　　年　　月まで
					年　　月から　　年　　月まで
					年　　月から　　年　　月まで
					年　　月から　　年　　月まで
					年　　月から　　年　　月まで
					年　　月から　　年　　月まで
					年　　月から　　年　　月まで
					年　　月から　　年　　月まで
					年　　月から　　年　　月まで
					年　　月から　　年　　月まで
使用者の証明を得ることができない場合	その理由				合計　　満　　年　　月
					証明者と被証明者との関係

⑫

記載要領

１　この証明書は、被証明書１人について、証明者別に作成すること。

２　「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

別記様式第４号（第４条関係）

登録申請者（法人の役員／本人／法定代理人／法定代理人の役員）の調書

現住所	郵便番号（　　－　　） 電話番号（　　）　　－		
フリガナ 商号、名称又は氏名		生年月日	
賞罰	年　月　日	賞　罰　の　内　容	
上記のとおり相違ありません。 年　月　日 氏　名			

⑬

備　考

１　（法人の役員／本人／法定代理人／法定代理人の役員）については、不要のものを消すこと。

２　総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。

３　「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

４　「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第６号（第６条関係）

解体工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年　　月　　日

申請者

茨城県知事　　殿

フリガナ 商号、名称又は氏名	
住　　所	郵便番号（　　－　　） 電話番号（　　）　　－
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年　　月　　日

変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

様式第２号（第４条関係）

廃　業　等　届　出　書

年　　月　　日

茨城県知事　　殿

届出者　　住　所
氏　名

下記の解体工事業者が廃業等をしたので，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 27 条第１項の規定により届け出ます。

記

１　廃業等をした解体工事業者の氏名（法人にあっては，主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）及び登録番号

２　届出者と廃業等をした解体工事業者との関係

(1) 相続人（解体工事業者である個人が死亡した場合）
(2) 解体工事業者であった法人を代表する役員であった者（解体工事業者である法人が合併により消滅した場合）
(3) 破産管財人（解体工事業者である法人が破産により解散した場合）
(4) 清算人（解体工事業者である法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合）
(5) 解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人を代表する役員（茨城県の区域内において解体工事業を廃止した場合）

注　２については，(1)から(5)までのうち，該当するものを○で囲んでください。

様式第１号（第３条関係）

建設業許可取得通知書

年　　月　　日

茨城県知事　　殿

住所
氏名
（法人にあっては，主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
解体工事業者の登録番号
茨城県知事（登－　　）第　　号

下記のとおり建設業法第３条第１項の規定による許可を受けたので，解体工事業に係る登録等に関する省令第１条の規定により通知します。

記

１　許可を受けた建設業の許可番号
（　　）許可（　　－　　）第　　号

２　許可を受けた建設業の許可の有効期間
年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

３　許可を受けた建設業の種類

別記様式第１号(第３条関係)

記　入　例

解体工事業登録申請書

証紙はり付け欄
(消印してはならない。)

※該当しない方を二重線で消す

登録の種類	新規・~~更新~~	※登録番号	**※この欄は記入しない**
		※登録年月日	年　月　日

この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

申請者　**茨城解体工事株式会社**
代表取締役　茨城　太郎

茨城県　知事　〇〇　〇　殿

フリガナ 商号、名称又は氏名	ｲﾊﾞﾗｷｶｲﾀｲｺｳｼﾞ ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ **茨城解体工事株式会社**　**※個人の場合は，申請者の氏名を記入する（すべてカタカナでフリガナを付ける）**
住　　所	郵便番号（**310－8555**） **茨城県水戸市笠原町978番6** 電話番号（**029**）**301－4386**
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	ｲﾊﾞﾗｷ　ﾀﾛｳ **茨城　太郎**　**※個人で申請する場合は，記入不要**

法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等）の氏名及び役名等

フリガナ 氏　　名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏　　名	役名等（常勤・非常勤）
ｲﾊﾞﾗｷ　ﾀﾛｳ **茨城　太郎**	**代表取締役（常勤）**		
ｲﾊﾞﾗｷ　ｼﾞﾛｳ **茨城　二郎**	**取締役　（常勤）**	**※個人で申請する場合は，記入不要**	
ｲﾊﾞﾗｷ　ｻﾌﾞﾛｳ **茨城　三郎**	**取締役　（非常勤）**		
ｲﾊﾞﾗｷ　ｲﾁﾛｳ **茨城　一郎**	**株主等**		

申請時において既に受けている登録	**※新規の場合は，記入不要** **※更新の場合は，茨城県の現登録番号を記入する**

※技術管理者は，要件に適合すれば複数選任可

<table>
<tr><td colspan="3">法第３１条に規定する者（技術管理者）の氏名</td><td colspan="2">茨城　太郎</td></tr>
<tr><td colspan="5">営業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td colspan="3">フリガナ
名　　称</td><td colspan="2">所　在　地
郵便番号（　　―　　）
電話番号（　　）　　－</td></tr>
<tr><td colspan="3">ﾎﾝｼｬ
本　社</td><td colspan="2">茨城県水戸市笠原町９７８番６
郵便番号（３１０－８５５５）
電話番号（０２９）３０１－４３８６</td></tr>
<tr><td colspan="5">※茨城県外も含め，すべての営業所について記入する</td></tr>
<tr><td rowspan="6">未成年者である場合の法定代理人</td><td rowspan="2">法定代理人が個人である場合</td><td>フリガナ
氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2">郵便番号（　　－　　）
電話番号（　　）　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">法定代理人が法人である場合</td><td>フリガナ
商号又は名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2">郵便番号（　　－　　）
電話番号（　　）　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">フ リ ガ ナ
役員の氏名</td><td>役名等（常勤・非常勤）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">他の都道府県知事の登録状況</td></tr>
<tr><td colspan="3">登　録　番　号</td><td colspan="2">登　録　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="3">○○県知事（登－○○）第○○号</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※すでに茨城県以外の県で解体工事業の登録を受けている場合には，その登録番号を記入する

備　考

1　※印のある欄には、記入しないこと。
2　「新規・更新」については不要なものを消すこと。
3　総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
4　「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

別記様式第２号（第４条関係）

誓　約　書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

申請者　**茨城解体工事株式会社**
代表取締役　茨城　太郎

※申請者が解体工事業に関し，成年と同一の能力を有しない場合は，申請者の下欄に法定代理人の氏名を記名する

茨城県　知事　〇〇　〇　殿

※使用者の証明を得ることができないやむを得ない理由がある場合には，その理由を記入し，実務経験を証明できる使用者以外の者（例えば，当時の上司）の証明とすることができる。

別記様式３号（第４条関係）

実　務　経　験　証　明　書

※「証明者」は，原則として管理技術者の“使用者”とする。

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

証明者　　**解体　四郎**

技術管理者の氏名		**茨城　太郎**	生年月日	**昭和○○年○○月○○日**	使用された期間 **平成２２**年　**１**月　から **令和元**年　**９**月　まで
使用者の商号又は名称		**株式会社　解体**			
職　名	実　務　経　験　の　内　容				実務経験年数
工事主任	**①「○○邸解体工事」木造建築物の解体，②「△△ﾋﾞﾙ解体工事」RC 建築物の解体　他５件の解体**				**H２２**年**１**月から**H２２**年**１２**月まで
現場代理人	**①「□□ﾋﾞﾙ解体工事」鉄骨建築物の解体，②「△△ﾏﾝｼｮﾝ解体工事」RC 建築物の解体　他６件の解体**				**H２３**年**１**月から**H２３**年**１２**月まで
工事課長	・・・				**H２４**年**１**月から**H２４**年**１２**月まで
〃	・・・				**H２５**年**１**月から**H２５**年**１２**月まで
〃					**H２６**年**１**月から**H２６**年**１２**月まで
〃					**H２７**年**１**月から**H２７**年**１２**月まで
〃					**H２８**年**１**月から**H２８**年**１２**月まで
〃	・・・				**H２９**年**１**月から**H２９**年**１２**月まで
〃	・・・				**H３０**年**１**月から**H３０**年**１２**月まで
〃	・・・				**H３１**年**１**月から**R１**年　**９**月まで
					年　月から　年　月まで
使用者の証明を得ることができない場合	その理由	（例）**会社が解散したため** （例）**事業主が死亡したため**			合計　満　**９**年　**９**月
					証明者と被証明者との関係　**社　員**

※「実務経験」とは，解体工事に関する技術上の経験をいう
※解体工事の施工を指揮監督した経験，実際に解体工事に携わった経験のことで，解体工事に関する技術を習得するための見習いにおける技術的経験を含む

記載要領

１　この証明書は、被証明書１人について、証明者別に作成すること。

２　「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

別記様式第４号（第４条関係）

登録申請者「本人」の記入例

登録申請者 （~~法人の役員~~ 本人 ~~法定代理人~~ ~~法定代理人の役員~~） の調書

現住所	郵便番号（**３１０－８５５５**） **茨城県水戸市笠原町９７８番６** 電話番号（**０２９**）**３０１－４３８６**		
フリガナ 商号、名称又は氏名	ｲﾊﾞﾗｷｶｲﾀｲｺｳｼﾞｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ **茨城解体工事株式会社** **※個人の場合は，申請者の氏名を記入する**	生年月日	**昭和○○年○○月○○日** **※個人の場合のみ記入する**

賞罰	年　月　日	賞　罰　の　内　容
		なし

上記のとおり相違ありません。

○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

氏　名　**茨城解体工事株式会社**
代表取締役　茨城　太郎

備　考

1　（法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人の役員）については、不要のものを消すこと。

2　総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3　「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

4　「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第４号（第４条関係）

法人の場合の「法人の役員」の記入例
（役員全員分作成する）

登録申請者 （法人の役員 / ~~本人~~ / ~~法定代理人~~ / ~~法定代理人の役員~~） の調書

現住所	郵便番号（**310－8555**） **茨城県水戸市笠原町978番6** 電話番号（**029**）**301－4386**		
フリガナ 商号、名称又は氏名	**ｲﾊﾞﾗｷ ﾀﾛｳ** **茨城　太郎**	生年月日	**昭和○○年○○月○○日**

賞罰	年　月　日	賞　罰　の　内　容
		なし

上記のとおり相違ありません。

○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

氏　名　　**茨城　太郎**

※株主等の場合は，署名は不要です。

備　考

1　（法人の役員 / 本人 / 法定代理人 / 法定代理人の役員）については、不要のものを消すこと。

2　総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3　「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

4　「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

〒３１０－８５５５

茨城県水戸市笠原町９７８番６

△△行政書士事務所
行政書士　□□　□□

記　入　例

〇〇解体工事株式会社
代表取締役　〇〇　〇〇

※枠内に副本等の送付先情報のみ入力してください。
※様式（行・列の幅、セル結合、枠の位置等）は変更しないでください。
※印刷後、切り取らずにA4（縦）のまま提出してください。